

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		継続支出の有無
財団法人 運輸政策研究機構	年会費(賛助会員)	120,000	120,000	平成23年7月20日	当該機構は運輸分野に特化した他の機関にはない専門的な研究を実施しており、機構はそれら成果を機関誌「運輸政策研究」や研究報告会などの場で得ることが必要である。	特財	国所管	当該支出(会費)は機構が行う鉄道に関する調査・計画業務の実施に当たり、他の機関にない交通計画分野等の専門的な調査研究に関する最新の知見を入手する上で必要である。今回、「独立行政法人が支出する会費の見直し」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)も踏まえ、真に必要なものに限る観点から改めて精査した結果、研究成果については、書籍の購入やセミナーへの参加とすることで代替可能であることから、平成24年度からは当該支出を廃止することとした。	有
社団法人 海外鉄道技術協力協会	年会費(正会員一団体)	1,200,000	120,000	平成23年5月25日	日本の高度な鉄道技術を海外展開するという国家戦略の中で、当該協会は主に海外での最新の情報収集、人的支援、要人の招聘を中心に業務を実施することとしている。オールジャパン体制において、各鉄道事業者等が参画する中で、当機構が相応の関与をし、活動に参加していくことが必要のため。	特社	国所管	当該支出(会費)は機構が行う海外技術支援業務の実施に当たり、海外の鉄道に関する最新の情報・動向及び知見を入手する上で必要である。今回、「独立行政法人が支出する会費の見直し」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)も踏まえ、真に必要なものに限る観点から改めて精査した結果、平成23年度において120万円の支出をしていたものを見直し、平成24年度からは96000円の支出とすることとした。	有

【機密性2情報】

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
財団法人 交通エコロジー・ モビリティ財団	年会費(賛助会員)	100,000	50,000	平成23年7月20日	エコモ財団の事業(バリアフリー化支援、環境対策等)は機構の政策目標と合致し、鉄道駅の整備、共有船舶の整備等に当たっては、エコモ財団から得られるバリアフリー化支援や環境対策等に関する情報を活用することが必要なため。	特財	国所管	当該支出(会費)は機構が行う鉄道駅の整備、共有船舶の整備等に当たり、バリアフリー化支援や環境対策に関する最新の知見を入手する上で必要である。今回、「独立行政法人が支出する会費の見直し」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)も踏まえ、真に必要なものに限る観点から改めて精査した結果、平成24年度からは当該支出を廃止することとした。	有
公益社団法人 地盤工学会	年会費(特別会員3級)	100,000	100,000	平成23年7月20日	当該学会は、土木分野の中でも土質基礎工学と地盤に関連する分野に特化した他の機関にはない専門的な調査研究を行っており、機構は土構造物・基礎構造物等の設計、施工等の実施に当たり、それら成果・情報を学会誌、講演会等を通じて得ることが必要なため。	公社	国所管	当該支出(会費)は機構が行う土構造物の設計・施工の実施に当たり、土質基礎工学と地盤に関する分野に特化した他の機関にない専門的な調査研究に関する最新の知見を入手する上で必要である。今回、「独立行政法人が支出する会費の見直し」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)も踏まえ、真に必要なものに限る観点から改めて精査した結果、平成23年度において、本社・支社局合計6口支出していたものを見直し、機構全体で1口(6万円)に限ることとした。	有

【機密性2情報】

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
公益社団法人 地盤工学会	年会費(特別会員2級)	160,000	160,000	平成23年5月24日	当該学会は、土木分野の中でも土質基礎工学と地盤に関連する分野に特化した他の機関にはない専門的な調査研究を行っており、機構は土構造物・基礎構造物等の設計、施工等の実施にあたり、それら成果・情報を学会誌、講演会等を通じて得ることが必要なため。	公社	国所管	当該支出(会費)は機構が行う土構造物の設計・施工の実施に当たり、土質基礎工学と地盤に関する分野に特化した他の機関にない専門的な調査研究に関する最新の知見を入手する上で必要である。今回、「独立行政法人が支出する会費の見直し」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)も踏まえ、真に必要なものに限る観点から改めて精査した結果、平成23年度において、支社にて支出していたものを見直し、機構全体で1口(6万円)に限ることとしたため、廃止した。	有
公益財団法人 鉄道総合技術研究所	年会費(第一種C会員)	1,000,000	1,000,000	平成23年5月25日	当該研究所は、基礎構造物・抗土圧構造物、開削トンネル、鋼とコンクリートの複合構造物、土留め構造物、軌道構造などの各種構造物に係る設計標準を作成しており、機構はそれらの成果物である設計標準を特別価格で購入が可能であるとともに、機関誌「RRR」や研究報告会などの場で設計に関する各種情報を得ることが必要なため。	公財	国所管	当該支出(会費)は機構が行う鉄道構造物の設計、施工業務の実施に当たり、他の機関にはない鉄道構造物の設計に特化した調査・研究に関する最新の知見を入手する上で必要である。今回、「独立行政法人が支出する会費の見直し」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)も踏まえ、真に必要なものに限る観点から改めて精査した結果、平成23年度において、100万円の支出をしていたものを見直し、平成24年度からは94000円の支出とすることとした。	有

【機密性2情報】

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)		
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	継続支出の有無		
財団法人 都市みらい推進機構	年会費(第2種賛助会員)	200,000	200,000	平成23年7月20日	当該機構は都市の活性化に関する総合的な情報・資料の収集及び提供等を行っており、当機構の清算事業関係業務に必要な新都市拠点整備事業に関する資料・情報等が機関誌、講演会等を通じて得ることができるため。	特財	国所管	当該支出(会費)は機構が行う清算事業関係業務の実施に当たり、新都市拠点整備事業に関する最新の知見を入手する上で必要である。今回、「独立行政法人が支出する会費の見直し」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)も踏まえ、真に必要なものに限る観点から改めて精査した結果、業務の進捗を踏まえ、平成24年度からは当該支出を廃止することとした。		有
公益社団法人 土木学会	年会費(特別会員1級A)	500,000	500,000	平成23年5月25日	当該学会は、土木技術全般に渡って他の機関にはない調査研究や標準等の作成を行っており、機構は土木構造物の設計、施工等の実施にあたり、それら成果・情報を機関誌、講演会等を通じて得ることが必要のため。	公社	国所管	当該支出(会費)は機構が行う土木構造物の設計、施工の実施に当たり、土木技術全般に渡って他の機関にはない調査研究や標準等の最新の知見を入手する上で必要である。今回、「独立行政法人が支出する会費の見直し」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)も踏まえ、真に必要なものに限る観点から改めて精査した結果、平成23年度本社・支社局7口、支部へ4口支出していたものを見直し、機構全体で1口に限ることとした。		有

【機密性2情報】

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		継続支出の有無
社団法人 内外情勢調査会	年会費(団体会員)	252,000	252,000	平成23年5月25日	当該調査会は内外情勢に関する情報の収集、調査、分析等をおこなっており、機構はそれら最新の情報を講演会や有識者等との懇談会により得ることが必要なため。	特社	国所管	当該支出(会費)は機構の業務運営に当たり、内外情勢に関する最新の知見を入手する上で必要である。今回、「独立行政法人が支出する会費の見直し」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)も踏まえ、真に必要なものに限る観点から改めて精査した結果、平成24年度からは当該支出を廃止することとした。	有
社団法人 日本監査役協会	年会費(法人会員)	220,000	1口目100,000 2口目以降60,000	平成23年5月25日	当該協会は、監査役の監査方法等の調査研究等を行っており、機構は監査業務を行うにあたり、それら成果・情報を機関誌、講演会等を通じて得ることが必要なため。	特社	国所管	当該支出(会費)は機構が行う監査に関する業務の実施に当たり、監査方法等の調査研究に関する最新の知見を入手する上で必要である。今回、「独立行政法人が支出する会費の見直し」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)も踏まえ、真に必要なものに限る観点から改めて精査した結果、平成23年度において、3口支出していたものを見直し、平成24年度からは1口の支出とすることとした。	有

【機密性2情報】

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		継続支出の有無
社団法人 日本トンネル技術協会	年会費(D会員)	140,000	140,000	平成23年5月25日	当該協会は、トンネル技術に特化した調査研究を行っており、機構は鉄道建設に係るトンネルの設計、施工等の実施にあたり、それら成果・情報を機関誌、講演会等の場を通じて得ることが必要なため。	特社	国所管	当該支出(会費)は機構が行う鉄道建設に係るトンネルの設計・施工の実施に当たり、他の機関にはないトンネルの設計・掘削技術等の調査研究に関する最新の知見を入手する上で必要である。今回、「独立行政法人が支出する会費の見直し」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)も踏まえ、真に必要なものに限る観点から改めて精査した結果、平成24年度において当該支出を継続することとした。	有
財団法人 全国建設研修センター	平成23年度研修 用地基礎(1名、 11日間)	118,000		平成23年6月20日		特財	国所管	当該支出は機構が行う鉄道建設業務に係る知識の習得及び技術力の向上を図る上で必要である。業務の内容に照らして、当該研修が真に必要なものであるか及び実施法人として適切かとの観点から改めて精査した結果、平成24年度において当該支出を継続することとした。	有
財団法人 全国建設研修センター	平成23年度研修 公共工事契約事務(2名、2日間)	138,000		平成23年10月20日		特財	国所管	当該支出は機構が行う鉄道建設業務に係る知識の習得及び技術力の向上を図る上で必要である。業務の内容に照らして、当該研修が真に必要なものであるか及び実施法人として適切かとの観点から改めて精査した結果、平成24年度において当該支出を継続することとした。	有

【機密性2情報】

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
財団法人 全国建設研修センター	平成23年度研修 品質確保と検査 (2名、5日間)	168,000		平成23年9月20日		特財	国所管	当該支出は機構が行う鉄道建設業務に係る知識の習得及び技術力の向上を図る上で必要である。業務の内容に照らして、当該研修が真に必要なものであるか及び実施法人として適切かとの観点から改めて精査した結果、平成24年度において当該支出を継続することとした。	有
財団法人 全国建設研修センター	平成23年度研修 用地関係法規(2名、5日間)	158,000		平成23年9月15日		特財	国所管	当該支出は機構が行う鉄道建設業務に係る知識の習得及び技術力の向上を図る上で必要である。業務の内容に照らして、当該研修が真に必要なものであるか及び実施法人として適切かとの観点から改めて精査した結果、平成24年度において当該支出を継続することとした。	有
財団法人 全国建設研修センター	平成23年度研修 公共建築工事積算(2名、5日間)	180,000		平成23年10月4日		特財	国所管	当該支出は機構が行う鉄道建設業務に係る知識の習得及び技術力の向上を図る上で必要である。業務の内容に照らして、当該研修が真に必要なものであるか及び実施法人として適切かとの観点から改めて精査した結果、平成24年度において当該支出を継続することとした。	有

【機密性2情報】

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
財団法人 研友社	2011年度 鉄道技術講座 7.き電概論(4名、2日間)	124,000		平成23年7月22日		特財	国所管	当該支出は機構が行う鉄道建設業務に係る知識の習得及び技術力の向上を図る上で必要である。業務の内容に照らして、当該研修が真に必要なものであるか及び実施法人として適切かとの観点から改めて精査した結果、平成24年度において当該支出を継続することとした。	有
財団法人 研友社	2011鉄道技術講座 25.軌道構造設計・施工と保守(6名、2日間)	186,000		平成24年2月1日		特財	国所管	当該支出は機構が行う鉄道建設業務に係る知識の習得及び技術力の向上を図る上で必要である。業務の内容に照らして、当該研修が真に必要なものであるか及び実施法人として適切かとの観点から改めて精査した結果、平成24年度において当該支出を継続することとした。	有
財団法人 研友社	鉄道構造物等設計標準・同解説「基礎構造物」講習会(10名、東京・大阪各1日間)	245,525		平成24年2月1日		特財	国所管	当該支出は機構が行う鉄道建設業務に係る知識の習得及び技術力の向上を図る上で必要である。業務の内容に照らして、当該研修が真に必要なものであるか及び実施法人として適切かとの観点から改めて精査した結果、平成24年度において当該支出を継続することとした。	有

【機密性2情報】

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		継続支出の有無
財団法人 研友社	鉄道構造物等設計標準・同解説「土留め構造物」講習会(9名、東京・大阪各1日間)	198,405		平成24年2月1日		特財	国所管	当該支出は機構が行う鉄道建設業務に係る知識の習得及び技術力の向上を図る上で必要である。業務の内容に照らして、当該研修が真に必要なものであるか及び実施法人として適切かとの観点から改めて精査した結果、平成24年度において当該支出を継続することとした。	有
財団法人 研友社	鉄道構造物等設計標準・同解説「軌道構造」講習会(10名、東京・大阪各1日間)	339,350		平成24年2月6日		特財	国所管	当該支出は機構が行う鉄道建設業務に係る知識の習得及び技術力の向上を図る上で必要である。業務の内容に照らして、当該研修が真に必要なものであるか及び実施法人として適切かとの観点から改めて精査した結果、平成24年度において当該支出を継続することとした。	有
社団法人 鉄道電業研究会	平成23年度工事指揮者、線閉、信号機能、踏切監視委員等の資格、更新に係る講習会受講(39名)	247,600		平成24年3月31日		特社	国所管	当該支出は特例業務における梅田・吹田プロジェクトの基盤整備工事を実施する上で必要となる資格取得及び更新のためのものである。業務の内容に照らして、当該資格取得・更新に係る講習会受講が真に必要なものであるか及び実施法人として適切かとの観点から改めて精査した結果、平成24年度において当該支出を継続することとした。	有

【機密性2情報】

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		継続支出の有無
財団法人 経済調査会	定期刊行物購入 (月刊積算資料他 4刊行物、計6部) 本社	115,680		平成23年4月1日		特財	国所管	当該支出は鉄道建設工事等の発注に係る工事費等の積算業務を実施する上で必要である。当該定期刊行物が真に必要なものであるか及び発行元法人として適切かとの観点から改めて精査した結果、平成24年度において当該支出を継続することとした。	有
財団法人 建設物価調査会	定期刊行物購入 (月刊建設物価他 5刊行物、計8部) 本社	131,900		平成23年4月1日		特財	国所管	当該支出は鉄道建設工事等の発注に係る工事費等の積算業務を実施する上で必要である。当該定期刊行物が真に必要なものであるか及び発行元法人として適切かとの観点から改めて精査した結果、平成24年度において当該支出を継続することとした。	有
財団法人 経済調査会	定期刊行物購入 (月刊積算資料他 3刊行物、計13部) 東日本支社	270,980		平成23年4月1日		特財	国所管	当該支出は鉄道建設工事等の発注に係る工事費等の積算業務を実施する上で必要である。当該定期刊行物が真に必要なものであるか及び発行元法人として適切かとの観点から改めて精査した結果、平成24年度において当該支出を継続することとした。	有

【機密性2情報】

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		継続支出の有無
財団法人 建設物価調査会	定期刊行物購入 (月刊建設物価他 3刊行物、計13 部) 東日本支 社	273,320		平成23年4月1日		特財	国所管	当該支出は鉄道建設工事等の発注に係る工事費等の積算業務を実施する上で必要である。当該定期刊行物が真に必要なものであるか及び発行元法人として適切かとの観点から改めて精査した結果、平成24年度において当該支出を継続することとした。	有
財団法人 経済調査会	定期刊行物購入 (月刊積算資料他 4刊行物、計18 部) 西日本支 社	324,800		平成23年4月1日		特財	国所管	当該支出は鉄道建設工事等の発注に係る工事費等の積算業務を実施する上で必要である。当該定期刊行物が真に必要なものであるか及び発行元法人として適切かとの観点から改めて精査した結果、平成24年度において当該支出を継続することとした。	有
財団法人 建設物価調査会	定期刊行物購入 (月刊建設物価他 4刊行物、計14 部) 西日本支 社	329,080		平成23年4月1日		特財	国所管	当該支出は鉄道建設工事等の発注に係る工事費等の積算業務を実施する上で必要である。当該定期刊行物が真に必要なものであるか及び発行元法人として適切かとの観点から改めて精査した結果、平成24年度において当該支出を継続することとした。	有

【機密性2情報】

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		継続支出の有無
財団法人 経済調査会	定期刊行物購入 (月刊積算資料他 4刊行物、計35 部) 東京支 社	1,194,480		平成23年4月1日		特財	国所管	当該支出は鉄道建設工事等の発注に係る工事費等の積算業務を実施する上で必要である。当該定期刊行物が真に必要なものであるか及び発行元法人として適切かとの観点から改めて精査した結果、平成24年度において当該支出を継続することとした。	有
財団法人 建設物価調査会	定期刊行物購入 (月刊建設物価他 5刊行物、計53 部) 東京支 社	1,412,980		平成23年4月1日		特財	国所管	当該支出は鉄道建設工事等の発注に係る工事費等の積算業務を実施する上で必要である。当該定期刊行物が真に必要なものであるか及び発行元法人として適切かとの観点から改めて精査した結果、平成24年度において当該支出を継続することとした。	有
財団法人 経済調査会	定期刊行物購入 (月刊積算資料他 3刊行物、計19 部) 大阪支 社	364,500		平成23年4月1日		特財	国所管	当該支出は鉄道建設工事等の発注に係る工事費等の積算業務を実施する上で必要である。当該定期刊行物が真に必要なものであるか及び発行元法人として適切かとの観点から改めて精査した結果、平成24年度において当該支出を継続することとした。	有

【機密性2情報】

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		継続支出の有無
財団法人 建設物価調査会	定期刊行物購入 (月刊建設物価他 4刊行物、計17 部) 大阪支社	394,080		平成23年4月1日		特財	国所管	当該支出は鉄道建設工事等の発注に係る工事費等の積算業務を実施する上で必要である。当該定期刊行物が真に必要なものであるか及び発行元法人として適切かとの観点から改めて精査した結果、平成24年度において当該支出を継続することとした。	有
財団法人 経済調査会	定期刊行物購入 (月刊積算資料他 2刊行物、計12 部) 北海道新 幹線建設局	302,800		平成23年4月1日		特財	国所管	当該支出は鉄道建設工事等の発注に係る工事費等の積算業務を実施する上で必要である。当該定期刊行物が真に必要なものであるか及び発行元法人として適切かとの観点から改めて精査した結果、平成24年度において当該支出を継続することとした。	有
財団法人 建設物価調査会	定期刊行物購入 (月刊建設物価他 3刊行物、計13 部) 北海道 新幹線建設局	321,760		平成23年4月1日		特財	国所管	当該支出は鉄道建設工事等の発注に係る工事費等の積算業務を実施する上で必要である。当該定期刊行物が真に必要なものであるか及び発行元法人として適切かとの観点から改めて精査した結果、平成24年度において当該支出を継続することとした。	有

【機密性2情報】

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		継続支出の有無
財団法人 経済調査会	定期刊行物購入 (月刊積算資料他 3刊行物、計26 部) 青森新幹 線建設局	584,800		平成23年4月1日		特財	国所管	当該支出は鉄道建設工事等の発注に係る工事費等の積算業務を実施する上で必要である。当該定期刊行物が真に必要なものであるか及び発行元法人として適切かとの観点から改めて精査した結果、平成24年度において当該支出を継続することとした。	有
財団法人 建設物価調査会	定期刊行物購入 (月刊建設物価他 4刊行物、計26 部) 青森新幹 線建設局	599,080		平成23年4月1日		特財	国所管	当該支出は鉄道建設工事等の発注に係る工事費等の積算業務を実施する上で必要である。当該定期刊行物が真に必要なものであるか及び発行元法人として適切かとの観点から改めて精査した結果、平成24年度において当該支出を継続することとした。	有
財団法人 経済調査会	定期刊行物購入 (月刊積算資料他 4刊行物、計28 部) 北陸新幹 線建設局	467,000		平成23年4月1日		特財	国所管	当該支出は鉄道建設工事等の発注に係る工事費等の積算業務を実施する上で必要である。当該定期刊行物が真に必要なものであるか及び発行元法人として適切かとの観点から改めて精査した結果、平成24年度において当該支出を継続することとした。	有

【機密性2情報】

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		継続支出の有無
財団法人 建設物価調査会	定期刊行物購入 (月刊建設物価他 4刊行物、計22 部) 北陸新幹 線建設局	486,240		平成23年4月1日		特財	国所管	当該支出は鉄道建設工事等の発注に係る工事費等の積算業務を実施する上で必要である。当該定期刊行物が真に必要なものであるか及び発行元法人として適切かとの観点から改めて精査した結果、平成24年度において当該支出を継続することとした。	有
財団法人 経済調査会	定期刊行物購入 (月刊積算資料他 4刊行物、計32 部) 北陸新幹 線第二建設局	681,900		平成23年4月1日		特財	国所管	当該支出は鉄道建設工事等の発注に係る工事費等の積算業務を実施する上で必要である。当該定期刊行物が真に必要なものであるか及び発行元法人として適切かとの観点から改めて精査した結果、平成24年度において当該支出を継続することとした。	有
財団法人 建設物価調査会	定期刊行物購入 (月刊建設物価他 4刊行物、計32 部) 北陸新幹 線第二建設局	699,680		平成23年4月1日		特財	国所管	当該支出は鉄道建設工事等の発注に係る工事費等の積算業務を実施する上で必要である。当該定期刊行物が真に必要なものであるか及び発行元法人として適切かとの観点から改めて精査した結果、平成24年度において当該支出を継続することとした。	有

【機密性2情報】

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	継続支出の有無	
財団法人 経済調査会	定期刊行物購入 (月刊積算資料他 3刊行物、計28 部) 九州新幹 線建設局	666,380		平成23年4月1日		特財	国所管	当該支出は鉄道建設工事等の発注に係る工事費等の積算業務を実施する上で必要である。当該定期刊行物が真に必要なものであるか及び発行元法人として適切かとの観点から改めて精査した結果、平成24年度において当該支出を継続することとした。	有
財団法人 建設物価調査会	定期刊行物購入 (月刊建設物価他 4刊行物、計30 部) 九州新幹 線建設局	700,640		平成23年4月1日		特財	国所管	当該支出は鉄道建設工事等の発注に係る工事費等の積算業務を実施する上で必要である。当該定期刊行物が真に必要なものであるか及び発行元法人として適切かとの観点から改めて精査した結果、平成24年度において当該支出を継続することとした。	有

【機密性2情報】

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
特例社団法人 鉄道建築協会	鉄道施設総合安全対策事業費補助(鉄道駅耐震補強事業)	36,576,632		平成24年1月25日 (平成22年4月1日)		特社	国所管	当該補助金は、鉄道利用者の安全確保を図ることを目的として、鉄道駅の耐震補強に要する費用の一部について、予算で定める国の補助金を受け、これを財源として効率的な執行の観点から機構において交付するものである。	有
特例社団法人 鉄道建築協会	鉄道施設総合安全対策事業費補助(鉄道駅耐震補強事業)	141,520,259		平成24年4月26日 (平成22年4月1日)		特社	国所管	当該事業は平成22年度をもって廃止し、当該補助金の交付を国が直接、鉄道事業者に対して実施する等の制度の見直しを行ったところである。そのため、平成23年度の支出は平成22年度繰越予算に関する支出のみである。	有

【機密性2情報】

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)		
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	継続支出の有無		
公益財団法人 鉄道総合技術研究所	鉄道技術開発費 補助金	240,155,000		平成24年4月26日 (平成23年4月1日)		公財	国所管	<p>当該補助金は、鉄道技術開発を促進し技術水準の向上を図ることを目的として、(公財)鉄道総合技術研究所を始め技術研究組合、鉄道事業者、メーカー等の鉄道分野に関する技術開発を実施する能力を有する法人が行う、安全対策、環境対策に係る技術開発等に要する費用の一部について、予算で定める国の補助金の交付を受け、これを財源として、効率的な執行の観点から機構において交付するものであり、(公財)鉄道総合技術研究所は当該補助金の交付を受けている法人の一つである。当該補助金の交付に当たっては、国土交通省に設置された各分野の専門家からなる鉄道技術開発課題評価委員会において、より効率的、効果的な技術開発にするため、必要性、効率性及び有効性の観点から事前評価が行われた技術開発に対して交付を行っている。また、同様の観点で事後評価も行われており、今後とも当該支出の透明性を図るため、適切に実施していく。</p>		有

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。